

○湖周行政事務組合に岡谷市の規則を準用する規則

平成 23 年 9 月 1 日

規則第 6 号

規則で別に定める事項を除くほか、湖周行政事務組合が規則で定めるべきものについては、岡谷市の規則を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。